



# わたしたちのまち

## 商業・金融

問 商工観光部商工労働課(県平鹿地域振興庁舎) ☎32-2115

### 商い賑わい創出事業

商業の活性化を図るために、商店街等において、商いと結びついたイベント等の開催や商店街の魅力向上のために行う研修会の実施などに係る経費の一部を補助します。

### 空き店舗等利活用支援事業

市内空き店舗で事業予定の方に、店舗内外の改装・賃借料に係る経費の1/2以内(上限50万円、県外移住者の方は上限80万円)を補助する他、事業者の所有店舗の印象向上を目的とした改装等に係る経費1/2以内(上限30万円)を補助します。

### 起業・創業支援事業

横手市内で新たに起業し、地域商業の活性化につながる事業を営む方に対して補助金を交付します。(対象経費の1/3以内、上限50万円。ただしICTに特化した起業については対象経費の1/2以内、上限100万円。県外から移住して起業する場合は対象経費の1/2以内、上限80万円)

### 横手市中小企業等融資あっせん制度

中小企業者および小規模企業者の他、創業希望者や創業後間もない方へ融資あっせんを図ることで、企業の安定並びに業界の振興発展に資することを目的とします。

#### ●一般事業資金(マル横)

対象者	中小企業者および小規模企業者
限度額	2,000万円
貸付期間	10年以内
貸付金利	年1.75%以内(SN5号以外のSNは年1.55%以内 令和5年4月現在) ※2年間は市が1/2を補助
据置期間	なし
保証料	年1.9%以内(市が負担します)

#### ●小口事業資金(マル横小口)

対象者	小規模企業者
限度額	1,250万円
貸付期間	10年以内
貸付金利	年1.55%以内(令和5年4月現在) ※2年間は市が1/2を補助
据置期間	なし
保証料	年2.2%以内(市が負担します)

#### ●創業資金(マル横創業)

対象者	新たに事業を営む個人・法人および事業開始後5年未満の個人・法人
限度額	1,000万円
貸付期間	10年以内
貸付金利	年1.55%以内(令和5年4月現在) ※2年間は市が1/2を補助
据置期間	1年以内 (据置期間は元金返済を猶予、利子のみ支払い)
保証料	年0.88%一律(市が負担します)

## 工業

問 商工観光部商工労働課(県平鹿地域振興庁舎) ☎32-2115

### 企業振興条例・企業立地促進奨励金

横手市では、本市産業経済の振興を図るため、要件を満たした「工場等の新增設」を行った企業に対する固定資産税の減免や各種助成金等の奨励制度を用意しています。

申請は随時受け付けています。

#### ●主な要件

条件1	業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、電気業のうち発電所およびガス業のうちガス製造工場を営む事業・研究施設・コールセンター・データセンター・情報サービス業ならびに製造に関連する事業のうち特に市長が認めた事業
	金額	上記事業の用に供する生産設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が3,000万円を超える新設および増設を行うもの
	人数	操業開始日において、新規常用雇用者が新設の場合は5人以上、増設の場合は3人以上であるもの
条件2	新規常勤雇用者が20人以上(単年度)であるもの	

### 中小企業活性化支援事業(中小企業設備導入支援事業)

市内で製造業を営む中小企業者の生産性向上を後押しするため、設備導入による生産性向上を支援します。

対象者	市内で製造業を営む中小企業者で、次のいずれにも該当すること ①市内に本社を有すること ②操業から1年以上経過していること ③従業員が50人未満であること
要件	①補助金申請年度に生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けていること。
対象設備	認定済みの先端設備等導入計画に記載し、かつ、直接事業の用に供し市内製造拠点に設置を行う下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格)】 ・機械装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・器具備品(30万円) ・建物附属設備(60万円) ・ソフトウェア(10万円)
補助金額	補助対象経費の1/2以内、上限200万円(千円未満切捨て)



わたしたちのまち

# 労働・雇用

問 商工観光部商工労働課(県平鹿地域振興庁舎) ☎32-2115

## 内職相談

内職相談を受け付けています。  
受付時間は原則として9:00~17:00です。まずはお気軽に、お電話またはご来庁ください。

## 出稼ぎ

横手地域局を除く各地域局の地域課(本庁舎は生活環境課)で出稼労働者手帳の発行や保険加入の手続きをすることができます。手帳は、身分の証明や労働条件の確認など広く活用できますので、出稼ぎに行く前に手帳の発行を受けるようにしましょう。

## 【関連団体・関係機関】

### ●横手商工会議所(詳細は120ページ)

大町7-18(☎32-1170)

商工会議所では国・県の資格認定を受けた経営指導員を配置し、また必要な専門相談員を委嘱して、市内全域にわたって経営指導を実施しています。事業者の方なら会員、非会員を問わず、どなたでもいつでも経営に関するあらゆる事項について無料で利用できます。

#### ▶主な支援メニュー

・金融相談 ・経営支援 ・専門相談 ・福利厚生  
・取引拡大 ・人材育成(確保) ・会員交流

### ●よこて市商工会(詳細は121ページ)

十文字町字海道下18-3(☎42-0406)

商工会は地域唯一の総合経済団体として法律に基づき設立し、旧平鹿郡内を活動拠点として経営指導員等が商工業者の経営に関する様々な相談対応にあたっています。

また、新たに事業を始めたい方への相談にも応じておりますので、お気軽にご相談ください。

#### ▶主な支援メニュー

・経営支援 ・税務相談 ・金融相談 ・労務相談  
・事業承継相談 ・創業相談

### ●横手公共職業安定所(ハローワーク横手)

旭川一丁目2-26(☎32-1165)

(開庁時間 8:30~17:15※土・日・祝・12/29~1/3は閉庁)

求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、労働者が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者の就職促進、雇用の安定を図るための支援などを行っています。

#### ▶求職者向けサービス

・求職申込み(職業相談、職業紹介)  
・雇用保険受給手続き  
・求人情報検索  
・予約制・担当者制による就職支援

## インターンシップ促進支援事業

大学生等が市内企業でインターンシップを行う際に係る経費の一部(対象経費の10/10以内、上限6万円)を補助します。(申請は一人につき年度内2回まで)

・履歴書・職務経歴書作成についてのアドバイス  
・面接の受け方のアドバイス  
・就職活動支援セミナーの案内  
・就職・仕事に関する情報提供、就職に必要な資格・経験・職業訓練コース等の情報提供

#### ▶マザーズコーナー

(相談時間9:00~16:30、☎33-8103)

・子育てをしながら働きたい方の就職支援  
・保育サービス関連情報の提供

#### ▶事業所向けサービス

・求人申込み  
・雇用保険加入、雇用保険被保険者資格の取得・喪失手続き  
・助成金・給付金の申請受理  
・募集・採用・配置などに関する相談・援助、高齢者や障がい者の雇用管理の援助

#### ▶その他のサービス

・労働市場、労働条件などの情報提供等

### ●あきた就職活動支援センター南部サテライト

安田字向田147イオン横手店2F(☎35-6005)

あきた就職活動支援センターは、将来職業人となる生徒・学生から、就職活動中の全ての方を対象とした就職支援施設として、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構が国や県から事業受託し、サービスを提供しています。

#### ▶主な支援メニュー

・キャリアコンサルタントによるきめ細やかな相談  
・インターネットを活用した情報検索  
・パソコンを使用した応募書類作成  
・就職関連図書の閲覧  
・職業適性診断  
・各種セミナー、就活アシスト講座の実施



わたしたちのまち

## 農業振興

### 横手市農業経営安定化対策金融融資あっせん(マル農)

問 農業振興課(県平鹿地域振興局庁舎) ☎32-2112

マル農は、すべての農業者が利用できます。農業施設の整備や農機具の購入、運転資金等が対象となります。融資利率は1.5%で、貸付期間は5年以内(施設・農機具等整備事業は10年以内)、措置期間は1年以内となります。

### 農業振興地域制度

問 農業振興課(県平鹿地域振興局庁舎) ☎32-2112

各地域局地域課産業建設係(横手地域局を除く)

増田地域局 ☎45-5515 平鹿地域局 ☎24-1118  
雄物川地域局 ☎22-2187 大森地域局 ☎26-2116  
十文字地域局 ☎42-5119 山内地域局 ☎53-2934  
大雄地域局 ☎52-2111

農業振興地域の農用地区域で、次のような事業を行う場合は、農業振興地域整備計画の変更(農振除外)申出が必要です。

- ①農地転用や開発行為を行う場合  
農用地利用計画変更(農振除外)が必要です。
- ②転用が必要な農業用施設を建設する場合  
農用地利用計画の用途区分の変更(軽微変更)が必要です。  
手続き方法や農用地区域の確認は、農業振興課が各地域局地域課産業建設係までお問い合わせください。  
なお、①については、申出から計画変更まで5か月ほどかかります。また、申出されても除外できない場合があります。

### 6次産業化の支援

問 食農推進課(園芸振興拠点センター) ☎35-2267

#### ●6次産業化支援施設

6次産業化に取り組む農業者、農業団体、農業者等と連携する事業者等の方々が、市産農産物を用いた加工食品の開発や試作を行うことができます。

また、食品加工に関する知識と技術習得のための研修などを開催します。

#### ●6次産業化推進支援事業補助金

横手市産の農産物等を活用し、6次産業化に取り組む際の経費の一部を助成します。

- ▶対象者 市内の農業者、農業法人、農業団体、農業者と連携する事業者等
- ▶補助率 対象経費等につきましてはお問い合わせください。

### 農業技術研修に関する支援

問 食農推進課(園芸振興拠点センター) ☎35-2267

#### ●農業技術研修

農業技術を習得し、就農しようとする意欲のある方は、次の研修制度を利用できます。研修期間は原則2年間で、基本的な農業技術や知識を習得します。研修期間中は研修奨励金を給付します。

- 市園芸振興拠点センター 野菜などの園芸品目
- 県農業試験場 主に水稻、野菜、花き
- 県果樹試験場 果樹全般

## 農地の権利移動、転用

問 農業委員会事務局(条里南庁舎) ☎35-2172

各地域局地域課産業建設係(横手地域局を除く)

増田地域局 ☎45-5515 平鹿地域局 ☎24-1118  
雄物川地域局 ☎22-2187 大森地域局 ☎26-2116  
十文字地域局 ☎42-5119 山内地域局 ☎53-2934  
大雄地域局 ☎52-2111

### 農地法第4条および第5条に規定する農地の転用

住宅の建築や事業などのため、農地を農地以外の目的で使用(いわゆる農地の転用)する場合は、農地法第4条または第5条に規定する許可申請書を提出し、農業委員会の許可(※)を受ける必要があります。

※申請面積が2haを超える場合は「県の許可」になります。

### 農地の売買および貸借に関すること(農地法第3条)

農業経営の規模拡大または農業者年金の受給のため、農地の所有権の移転、賃借権の設定または使用収益権の設定などをする場合は、農地法第3条に規定する許可申請書を提出し、農業委員会の許可を受ける必要があります。

#### ●所有権の移転

農地の売買、贈与、交換などにより農地の所有権(登記)を変えること。

#### ●賃借権の設定

農地を親族以外の第三者と賃貸借(小作)すること。

#### ●使用収益権の設定

農業者年金の受給に係る経営移譲などのため、農業後継者(子や孫など)に農地の使用賃借権を与えること。  
※農協の出荷名義や土地改良区の名義が変わります。  
ただし農地の登記は変わりません。

#### ●許可されない場合

次に該当する場合は許可にならないこともあります。

1. 農地のすべてを効率的に利用すると認められない場合
2. 農地所有適格法人以外の法人が農地の権利を取得しようとする場合
3. 信託の引受けにより権利が取得される場合
4. 農作業に常時従事すると認められない場合
5. 農地を転貸しようとする場合
6. 地域の調和に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

#### ●標準処理期間の設定について

農地法第3条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を次のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。(標準処理期間は28日です)

「許可のポイントおよび申請から許可までの流れ」、「必要書類一覧」については、農業委員会事務局および最寄りの各地域局地域課産業建設係(横手地域局を除く)に備え付けています。

#### ●参考

<農業経営基盤強化促進法の規定による権利の移動>  
権利を受ける者の申請地を含む経営面積が、各地域に定められているあつ旋基準面積を満たしており、申請面積がおおむね10a(1,000㎡)以上の場合など、一定の要件を満たす場合は、農用地利用集積計画による権利の移動をすることができます。  
※「農地の権利移動、転用」の申請受付期間は、毎月18日~25日です。  
また、申請受付締切日は、毎月25日です。



わたしたちのまち

## 選挙

問 選挙管理委員会事務局(本庁舎) ☎35-2161

よりよい暮らしを願って、私たちの思いを代表して実現してくれる人々を選ぶ制度が「選挙」です。

私たちは、選挙をすることで暮らしや社会づくりに参加しています。自分の大切な一票を有効に活かすためにも、「選挙」をよく知り、よりよい暮らしや社会づくりに参加しましょう。

### 選挙権と選挙人名簿登録

- 18歳以上の日本国民には選挙権があります。
- 選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていなければ、投票することはできません。
- 選挙人名簿に登録されるためには、横手市に住民票を作成した日(横手市に転入された方は、転入届を出した日)から引き続き3カ月以上在住している必要があります。
- 選挙人名簿の登録は、年4回(3・6・9・12月の1日)の定時登録と選挙時登録があります。

### 投票について

- 投票日当日は指定の投票所でのみ投票できます。
- 選挙の際に事情によっては、投票所が変更になる場合がありますので、投票所入場券などで確認してください。
- 投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票や不在者投票の制度をご利用ください。



わたしたちのまち

## 情報公開制度

問 総務企画部総務課(本庁舎) ☎35-2161

市が持っている情報は、市民のみなさんとの共有の財産です。情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすため、市民の公文書の開示を請求する権利を保障したものです。

### 請求できる人

市民に限らず、誰でも開示の請求をすることができます。

### 請求の手続

「公文書開示請求書」に必要事項を記入し、総務課窓口(本庁舎)に提出してください。

### 開示・非開示の決定

開示の請求を受けた日から15日以内に開示・非開示を決定し文書でお知らせします。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

### 開示の方法

- ▶ 開示の日時・場所  
決定通知でお知らせする日時、場所で行います。
- ▶ 手数料  
・閲覧の場合は、無料です。  
・公文書の写しを希望する場合は、実費相当を負担していただきます。

区分		単位	金額
文書、図画 又は写真	複写機により複写したものの	モノクロ	片面1枚につき 10円
		カラー	20円
	スキャナにより電磁的記録に記録したものを光ディスクに複写したものの	1枚につき	100円に当該文書、図画又は写真片面1枚につき10円を加えた額
電磁的記録	用紙に出力したものの	モノクロ	片面1枚につき 10円
		カラー	20円
	光ディスクに複写したものの	1枚につき	100円
公文書の写しの送付に要する費用		1件につき	当該送付に要する郵便料金相当額

### 開示することができない文書

- ・法令で明らかに公開できないとされているもの
- ・個人に関するもの
- ・法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・公正・適正な市政運営が著しく妨げられるもの など

### 決定に不服がある場合

- ・開示・非開示の決定に不服があるときは、不服の申し立てをすることができます。
- ・この場合、市は「横手市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して決定などを行います。

# 横手市議会

問 議会事務局(本庁舎) ☎32-2535

## 横手市議会とは

市民の代表として選ばれた市議会議員が、わたしたちのまちをより住みやすいまちにするため、市のきまりごと(条例など)や、市の事業を実施するための予算など、市長から提案された事項について審議し、それについての可否を決定したり、市の業務が市民のために正しく行われ、予算が適正に使われているかを調べる活動をしています。

また、市民のみなさまから出された意見や要望が、市のために必要かを調べたり、国や県に対して要望を行うなどの活動もしています。

市議会は、年に4回(3月・6月・9月・12月)定例会として開催されます。それ以外にも、必要があるときに臨時会が行われます。

市議会の本会議は、どなたでも傍聴席でご覧いただくことができます。また、インターネットでも本会議の様子を中継しています。(録画もご覧いただけます)



市議会ホームページ



市議会議中継動画

## もっと知ってください！市議会のこと

横手市議会の取り組み内容などをより身近に知っていただくため、議会だより・市議会FM放送・横手市議会Facebookページなどにより情報発信を行っています。

議会だよりは各定例会が開催されたあとに発行され、議会においてどのようなことが話し合われたかや、議会の活動内容などについてくわしくご紹介しています。

市長の所信説明や一般質問などの様子は、横手かまくらFM(77.4MHz)で放送しています。また、毎月第2・4月曜日には、市議会との距離を縮め、親しみをもってもらうことを目的に「もっと教えて！横手市議会」を放送しています。

また、横手市議会Facebookページでは、横手市議会マスコットキャラクターのしらとり議員が、市議会の取り組みなどについてスピーディにお知らせしています。



横手市議会  
Facebookページ



市議会FM放送「もっと教えて！横手市議会」収録の様子



議会だより「あなたと市議会」



横手市議会  
マスコットキャラクター  
しらとり議員

## 議員と懇談しませんか 「市民と議会の懇談会」を開催しています

横手市議会では、市民のみなさまと議会がざっくばらんに意見交換できる「市民と議会の懇談会」を開催しています。この懇談会は、団体・サークルなどのみなさまと議員が、市政や議会に関するテーマに沿った内容について意見交換するものです。お住まいの地区の“あんなこと”や、横手の未来の“こんなこと”について議員とじっくり話し合ってみませんか。



(一社)横手青年会議所との懇談会  
テーマ「地域防災について」



つきの木会女性部との懇談会  
テーマ「公共交通について」

お申し込みは随時受け付けています。詳細は横手市議会ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。



わたしたちのまち